

事件番号：J P 2 0 2 3 - 0 0 1 0

裁 定

申立人：

名称：株式会社N T T ドコモ

住所：東京都千代田区 ●（省略）●

代理人：弁護士 大野 聖二、弁護士 山口 裕司、弁理士 土生 真之

登録者：

氏名（名称）：Taka Technologies Co., Ltd. WHOIS プライバシーサービス

住所：東京都中野区 ●（省略）●

日本知的財産仲裁センター紛争処理パネルは、JP ドメイン名紛争処理方針（以下、「処理方針」という。）、JP ドメイン名紛争処理方針のための手続規則（以下、「手続規則」という。）および日本知的財産仲裁センターJP ドメイン名紛争処理方針のための手続規則の補則並びに条理に則り、申立書・提出された証拠に基づいて審理を遂げた結果、以下のとおり裁定する。

1 裁定主文

ドメイン名「BIZSOLUTION-DOCOMO. JP」の登録を申立人に移転せよ。

2 ドメイン名

紛争に係るドメイン名は「BIZSOLUTION-DOCOMO. JP」である。

3 手続の経緯

別記のとおりである。

4 当事者の主張

a 申立人

申立人の主張は以下のように、整理できる。

(1)「登録者のドメイン名が、申立人が権利または正当な利益を有する商標その他表示と同一または混同を引き起こすほど類似していること」について

申立人は、日本最大の移動体通信業者であり、親会社である日本電信電話株式会社が商標権者である商標「DOCOMO」および「docomo」（甲第1号証、以下、「本件登録商標」という。）について専用使用权を有し（甲第2号証）、1992年より本件登録商標を継続して使用している。日本の移動系通信の約4割のシェアを有している申立人のサービスのブランドであるこれらの本件登録商標は、著名な商標であって、強い識別力がある。

登録者のドメイン名「BIZSOLUTION-DOCOMO.JP」（以下、「本件ドメイン名」という。）の要部に当たる「DOCOMO」の部分には、申立人が権利（専用使用权）または正当な利益を有する本件登録商標がそのまま使われており、本件ドメイン名が、申立人が権利または正当な利益を有する商標その他の表示と同一または混同を引き起こすほど類似していることは明らかである。

(2)「登録者が、当該ドメイン名に係る権利または正当な利益を有していないこと」について

申立人が登録者に対して本件登録商標の使用を承諾したことはなく、申立人が本件ドメイン名を2023年3月末まで登録していたことからして、登録者が本件ドメイン名の名称で一般に認識されていた（処理方針4条c(ii)）とは言えない。本件ドメイン名を登録者が登録してから約半年が経つが、本件ドメイン名に係るウェブサイトにはアクセスしようとしても「このサイトにアクセスできません」と表示されるだけであり（甲第10号証）、登録者が商品またはサービスの提供を正当な目的をもって行うために、本件ドメイン名またはこれに対応する名称を使用しているとは認められないし、本件ドメイン名の使用の準備をしていた（処理方針4条c(i)）とも考えられない。また、申立人が「Biz Solution by docomo」というビジネス情報サイトを運営していた時期に外部サイトから貼られたウェブリンク（バックリンク）はインターネット上に依然として複数残っており（甲第11号証の1ないし4）、申立人の過去のウェブサイトにはアクセスしようとしたインターネットユーザーが本件ドメイン名に係る登録者のウェブサイトにはアクセスする可能性も高いので、消費者の誤認を惹き起こしたり、申立人の商標その他表示の価値を毀損したりする意図なく、本件ドメイン名を非商業的に使用し、または公正に使用する目的がある（処理方針4条c(iii)）とはおよそ想定できない。したがって、登録者が、本件ドメイン名に係る

権利または正当な利益を有していることはあり得ない。

(3)「登録者の当該ドメイン名が、不正の目的で登録または使用されていること」について

日本の移動系通信の約4割のシェアを有している申立人が、商品・サービスのブランドとして1992年以来30年以上使用している申立人の本件登録商標が著名であることは前述したとおりであり、登録者が、申立人の本件登録商標を知らなかったとは到底考えられない。多くの閲覧者が訪問し、複数のバックリンクが存在するウェブサイトで使用されていたドメイン名はSEO（検索エンジン最適化）対策において利用価値が高く、高値で売買されることがあるため、登録者が、転売目的で本件ドメイン名をドロップキャッチして保有していることも強く推認される（処理方針4条b(i)参照）。また、バックリンクやブックマークを辿ってサイトに訪れる利用者を狙って個人情報や不正な金銭的利得を得ることを目的としたフィッシングサイト等に、将来的に、本件ドメイン名を利用し、申立人の事業を妨害したり、混乱させたり、誤認混同を生ぜしめたりすることを意図していたことも容易に推認される（処理方針4条b(ii)ないし(iv)参照）。

なお、登録者と代表取締役を同じくする有限会社Takaエンタプライズは、JP Domainsというドメイン名登録サービスの中で、失効ドメインのドロップキャッチサービスを提供し、ウェブサイトでも宣伝している（甲第12号証の1ないし3）。有限会社Takaエンタプライズは、(2)で前述した株式会社トリート対Taka Enterprise Ltd. WHOISプライバシーサービス事件裁定JP2022-0007 <MISSTREAT.JP>や株式会社読売新聞西部本社対Taka Enterprise Ltd. WHOISプライバシーサービス事件裁定JP2023-0002 <YOMIURI-CG.JP>において、当該事件の申立人が登録の更新を行わなかったドメイン名の取得を行っていたことについて、不正の目的での登録または使用が認定されている。

本件ドメイン名は、いわゆる消極的保持（passive holding）の状況にあるが、消極的保持の事案であるからといって、不正の目的による登録または使用という要件が認められないわけではないと貴センターの裁定例は解しているし（バイトダンス株式会社対古屋隆大事件裁定JP2020-0009 <BYTEDANCE.JP>参照）、JP-DRP研究会「JP-DRP解説」（<https://www.nic.ad.jp/ja/drp/JP-DRPguide.pdf> 2008年3月）20頁も同様に解している。世界的所有権機関仲裁調停センターにおいても、申立人の商標の識別性または評判の程度（the degree of distinctiveness or reputation of the complainant's mark）や登録者の身元の秘匿（the respondent's concealing its identity）等の要素を考慮し

て、不正の目的を認定することは妨げられないと解されている (WIPO Overview of WIPO Panel Views on Selected UDRP Questions, Third Edition 第 3.3 項参照)。

本件において、登録者が提供するプライバシーサービスにより、正体が伏せられている利害関係人がいるとしても、『公開された』登録者が、実際には別のプライバシーまたはプロキシ・サービスのように見える場合・・・、このような多層的な不明瞭化・・・の可能性は、登録者不正の目的を推論する根拠となり得る (where a “disclosed” registrant is in turn what appears to be yet another privacy or proxy service ... , such multi-layered obfuscation ... may support an inference of a respondent’s bad faith)」と解されるのである (WIPO Overview of WIPO Panel Views on Selected UDRP Questions, Third Edition 第 4.4.6 項参照)。

以上により、登録者の本件ドメイン名が、不正の目的で登録または使用されていることは明らかである。

上記に基づき、申立人は、本件ドメイン名は、申立人の商標と混同を引き起こすほどに類似し、登録者はドメイン名に関係する正当な利益を有しておらず、ドメイン名は不正の目的で登録または使用されていると主張し、ドメイン名登録の申立人への移転を請求するものである。

b 登録者

登録者によって答弁書は提出されなかった。

5 争点および事実認定

a 適用すべき判断基準

手続規則第 15 条 (a) は、パネルが紛争を裁定する際に使用することになっている原則についてパネルに次のように指示する。「パネルは、提出された陳述・書類および審問の結果に基づき、処理方針、本規則および適用されうる関係法規の規定・原則、ならびに条理に従って、裁定を下さなければならない。」

処理方針第 4 条 a は、申立人が次の事項の各々を証明しなければならないことを指図している。

(1) 登録者のドメイン名が、申立人が権利または正当な利益を有する商標その他表示と同一または混同を引き起こすほど類似していること

- (2) 登録者が、当該ドメイン名に関係する権利または正当な利益を有していないこと
- (3) 登録者の当該ドメイン名が、不正の目的で登録または使用されていること

b 紛争処理パネルの判断

- (1) 同一または混同を引き起こすほどの類似性

登録者のドメイン名は、「BIZSOLUTION-DOCOMO. JP」である。本件ドメイン名「BIZSOLUTION-DOCOMO. JP」において「. JP」は日本を意味するトップレベルドメインであって類否判断には影響しない部分である。「BIZSOLUTION - DOCOMO」の部分は全体として一体のものとして認識するには冗長に過ぎ、また、間に「-」を有しているため、視覚的にも分離して理解されるものである。ここで、「BIZSOLUTION」の部分は、申立人主張のように「BIZ」は「ビジネス (business)」の略語であり、「SOLUTION」は「課題解決を支援する製品やサービス」程度の意味を有する語であるから、「BIZSOULTION」は「ビジネスの課題解決を支援する製品やサービス」という商品やサービスの内容・特徴を記述的に記載した語であると理解され得る。そうとすると、本件ドメイン名の要部は「DOCOMO」の部分と考えるのが相当であって、申立人が専用使用権を有し、申立人のサービスを表す商標として著名な商標「DOCOMO」と混同を惹き起こすほどに類似していると判断する。

- (2) 権利または正当な利益

本件ドメイン名の登録者は、答弁書を提出することなく、登録者は権利または正当な利益の存在について何ら実質的な主張を行っていない。

一方、申立人が専用使用権者である本件登録商標の申立人のサービスブランドとしての著名性および申立人が主張するように、「申立人が本件ドメイン名を2023年3月末まで登録していたことからして、登録者が本件ドメイン名の名称で一般に認識されていた（処理方針4条c(ii))とは言え」ず、「本件ドメイン名に係るウェブサイトにアクセスしようとしても「このサイトにアクセスできません」と表示されるだけ（甲第10号証）」であることから、登録者が商品またはサービスの提供を正当な目的をもって行うために、本件ドメイン名またはこれに対応する名称を使用しているとも認められず、または明らかにその使用の準備をしていた（処理方針4条c(i))とも考えられない。さらに、申立人が登録者に対して本件登録商標の使用を承諾したことはない。

したがって、登録者には、本件ドメイン名に関係する権利または正当な利益を有してい

るという事情は認められない。

(3) 不正の目的での登録または使用

申立人は、日本最大の移動体通信事業者であり、2023年度第一四半期（2023年6月）における携帯電話契約件数は8796万5500件である。また、申立人の主張および提出した証拠により、申立人は、遅くとも2017年から本件ドメイン名を運用しており（甲第6号証）、本件ドメイン名を用いて「Biz Solution by docomo」というビジネス情報サイトを開設しており（甲第7号証）、その後、申立人が同ドメイン名を2023年3月に廃止したところ、廃止申請月の月末から1か月間の一時凍結期間（汎用JPドメイン名登録等に関する規則第24条）を経て本件ドメイン名を新たに登録が可能となった2023年5月1日と同日に、登録者が本件ドメイン名を登録したことが認められる。また、申立人が「Biz Solution by docomo」というビジネス情報サイトを運営していた時期に外部サイトから貼られたウェブリンク（バックリンク）はインターネット上に依然として複数残っている（甲第11号証の1ないし4）ことも認められる。

上記を勘案するに、登録者は少なくとも本件ドメイン名の登録時において、当該ドメイン名が申立人のサービスを表すものとして著名であり、これを使用すれば、インターネットユーザーが申立人の本件登録商標と誤認混同が生じることを認識していたと考えられる。

以上の理由から、登録者が実質的な反論を行わないところにおいて申立人の主張および提出された証拠によれば、その主張に沿った事実が概ね認められるのであり、登録者は当該ドメイン名を不正の目的で登録したものと推認される。

6 結論

以上に照らして、紛争処理パネルは、登録者によって登録されたドメイン名「BIZSOLUTION-DOCOMO. JP」が申立人の商標と混同を引き起こすほど類似し、登録者が、ドメイン名に係る権利または正当な利益を有しておらず、登録者のドメイン名が少なくとも不正の目的で登録されているものと判断する。

よって、処理方針第4条iに従って、ドメイン名「BIZSOLUTION-DOCOMO. JP」の登録を申立人に移転するものとし、主文のとおり裁定する。

2024年1月7日

日本知的財産仲裁センター紛争処理パネル

単独パネリスト 本多敬子

別記 手続の経緯

(1) 申立書の受領

日本知的財産仲裁センター（以下、「センター」という。）は、2023年10月27日に申立書（添付する関係書類を含む。）を申立人から電子的送信により受領した。

(2) 申立手数料の受領

センターは、2023年10月30日に申立人より申立手数料を受領した。

(3) ドメイン名および登録者の確認

センターは、2023年10月30日にJPRSに登録情報を照会し、2023年10月31日にJPRSから申立書に記載された登録者が対象ドメイン名の登録者であることを確認する回答並びにJPRSに登録されている登録者の電子メールアドレスおよび住所等を受領した。

(4) 適式性

センターは、2023年11月2日に補正（証拠説明書の記載事項の修正）が必要と判断してその旨を申立人に通知し、2023年11月2日に補正書類を受領し、2023年11月2日に申立書が処理方針と手続規則に照らし適合していることを確認した。

(5) 手続開始

センターは、2023年11月8日に申立人、JPNICおよびJPRSに対し電子的送信により、手続開始を通知した。センターは、2023年11月8日に登録者に対し郵送および電子メールにより、開始通知を送付した。開始通知により、登録者に対し、手続開始日（2023年11月8日）、答弁書提出期限（2023年12月7日）並びに書面の受領および提出のための手段について通知した。

(6) 答弁書の提出

センターは、提出期限日までに答弁書を受領しなかったため、2023年12月8日に「答弁書の提出はなかったものと見做す」旨の答弁書不提出通知書を、電子的送信により申立人および登録者に送付した。

(7) パネルの指名および裁定予定日の通知

申立人は、1名のパネルによって審理・裁定されることを選択し、センターは、2023年12月13日に弁理士 本多 敬子を単独パネリストとして指名し、一件書類を電子的送信によりパネルに送付した。センターは、2023年12月13日に申立人、登

録者、JPNICおよびJPRSに対し電子的送信により、指名したパネリストおよび裁定予定日（2024年1月9日）を通知した。パネルは、2023年12月28日に公正性・独立性・中立性に関する言明書をセンターに提出した。

（8）パネルによる審理・裁定

パネルは、2024年1月7日に審理を終了し、裁定を行った。